

都における動物行政について

【経緯】

都の動物行政は、人と動物が共生できる社会の実現に向けて動物愛護の精神の高揚と動物による人への危害防止を柱に動物愛護精神と適正飼育の普及啓発、犬の捕獲収容、犬猫の引き取り、収容動物の譲渡事業、特定動物の飼養許可制度等の施策を展開してきた。

しかし、動物の飼育に関するトラブルは依然として多く、これらは、動物に対する理解と飼育に関する知識不足や責任意識の欠如が主原因となっている。また、近年、狂犬病はもとよりQ熱やウエストナイル熱などの新たな動物由来感染症の危険性も懸念されてきた。

このように、多様化する飼養動物に関する幅広い都民要望や狂犬病等、緊急時における危機管理対応がますます重要となってきた。

【主な施策概要】

平成11年9月に動物由来感染症対策として、「東京都動物由来感染症検討会」を設置し、感染症の調査研究及び都民への動物由来感染症に関する情報を提供

平成13年4月から「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」として飼い主のいない猫との共生に向けた地域住民の活動を区市町村及び都が支援する事業を開始

平成14年4月に「東京都動物の保護及び管理に関する条例」を改正し都の責務規定の改正、飼い主の責務規定の強化及び飼い主遵守事項の追加等を規定

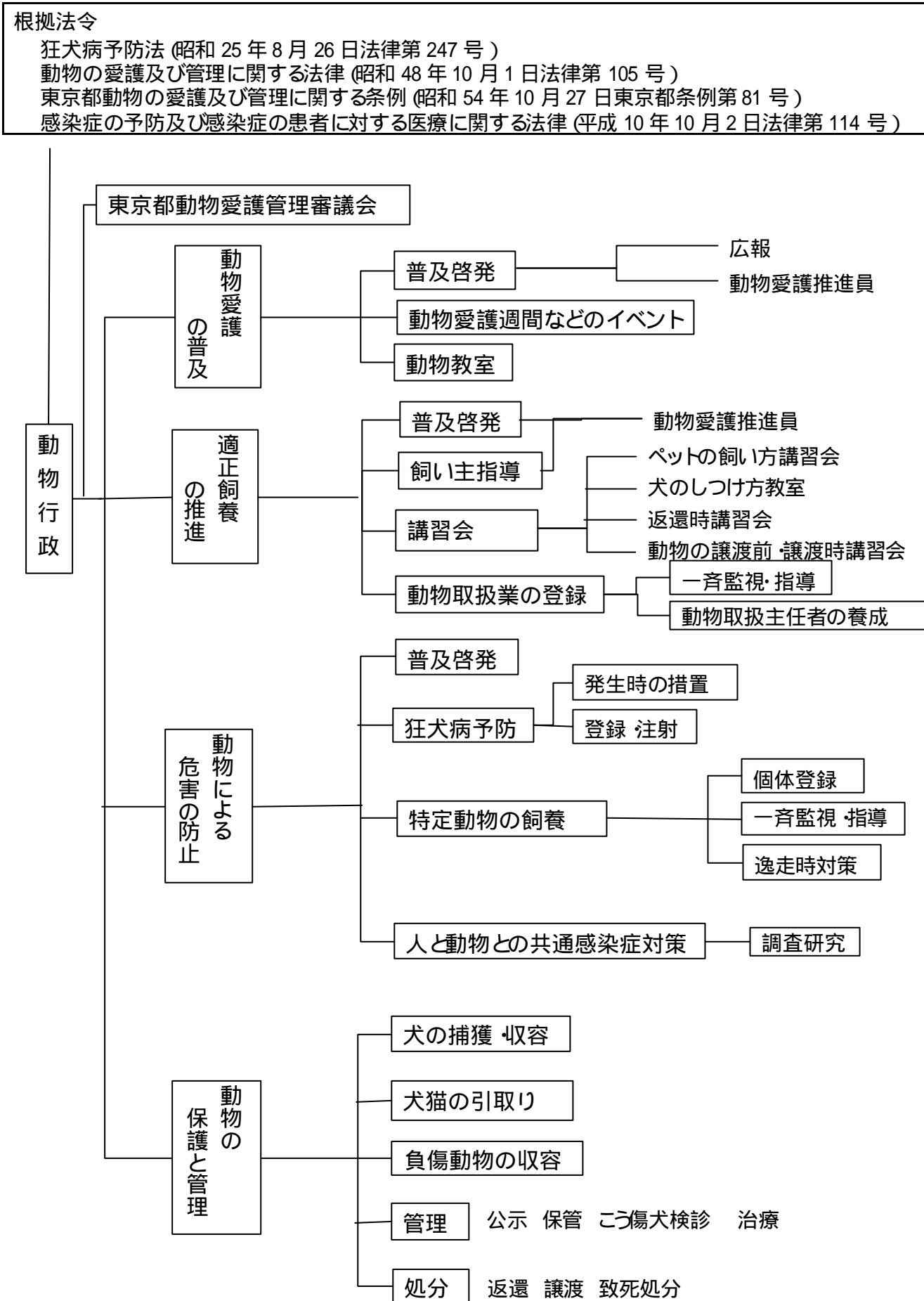
平成15年3月に動物愛護推進員の委嘱の推進と支援組織である東京都動物愛護推進員協議会を設置し、平成15年4月に動物愛護推進員を委嘱

平成15年4月から多摩地域における動物関係業務を保健所から切り離し動物愛護相談センター多摩支所へ事務移管するなど都の動物行政の組織を今後の専門的かつ広域的行政として施策展開が可能な組織に再構築

【今後の取組】

平成14年の「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正に伴い、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、基本的総合的な施策の策定、動物愛護推進員制度の推進、区市町村及び都民との協働施策等を積極的に展開していくこととなる。

動物行政体系図



都区市町村における動物行政の事務処理分担

		都			区	市町村
東京都動物の愛護及び管理に関する条例		局	HC	センタ-	HC	
第 3条	都の責務（普及啓発その他必要施策の実施）					
第 11条	動物取扱業の登録					
第 12条	動物取扱業登録証の交付等					
第 14条	動物取扱業の変更及び廃止の届出					
第 21条	動物取扱主任者の申請と主任者証の交付					
第 22条	動物取扱主任者証の返納					
第 23条	適正飼養講習会の開催等					
第 24条	動物取扱業者に対する勧告・措置命令・公表					
第 25条	特定動物の飼養許可					
第 26条	特定動物の変更及び届出					
第 30条	特定動物の許可の取消し					
第 31条	特定動物の個体登録					
第 33条	特定動物の登録変更の届出					
第 34条	犬又はねこの引取り					
第 35条	犬の収容					
第 36条	負傷した犬、ねこ等の収容・治療等の措置					
第 37条	公示等				注 1	注 4
第 38条	譲渡					
第 39条	野犬の駆除					
第 39条第 2項	野犬の駆除の周知				注 1	
第 40条	人と動物との共通感染症の調査研究と防疫措置					
第 41条	特定動物等の緊急時の措置					
第 42条	事故の届出				注 2	
第 43条	措置命令				注 3	
第 44条	報告及び検査等				注 3	
第 46条	動物愛護推進員の委嘱					
第 47条	動物愛護管理審議会					

狂犬病予防法						
(通常措置)						
第 3条	狂犬病予防員の任命					
第 4条	犬の登録・犬の鑑札の交付					
第 5条	狂犬病の予防注射・注射済票の交付					
第 6条	抑留					
(狂犬病発生時の措置)						
第 8条	狂犬病の疑いのある犬の診断・届出					
第 9条	隔離・殺処分					
第 10条	公示及び係留命令					
第 11条	殺害禁止の許可					
第 12条	死体の引渡し					
第 13条	一斉検診及び臨時の予防注射					
第 14条	病性鑑定のための措置					
第 15条	移動の制限					
第 16条	交通の遮断又は制限					
第 17条	集合施設の禁止					
第 18条	係留されていない犬の抑留					
第 18条の 2第一項	係留されていない犬の薬殺					

< 根拠条例 >

注 1) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第 2 条表 (48)

注 2) 同条例 (犬の事故に限る。) 注 3) 同条例 (犬の飼い主に対するものに限る。)

注 4) 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第 2 条表 (29)